

「令和9年度横浜市要介護認定業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和9年度横浜市要介護認定業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準および業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の業務概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの参加に係る手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務にもっとも適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりにする。

委員長 健康福祉局生活福祉部長

副委員長 健康福祉局高齢健康福祉部長

委員 健康福祉局福祉保健センター担当課長

健康福祉局高齢健康福祉課長

健康福祉局地域包括ケア推進課長

健康福祉局高齢在宅支援課長

健康福祉局高齢施設課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員が欠席した場合は、評価基準における「評価委員の人数」に含まないものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(選定の効力)

第7条 受託候補者の選定の効力は、当該選定された受託候補者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

附則

この要領は、令和8年7月29日から施行する